

# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子供と子育てを取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子供の健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法（※）」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、市町村が実施主体となり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設と、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指しています。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成27年（2015年）3月に「吹田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。また、計画の中間年である平成29年度（2017年度）には、各事業の量の見込み及び提供量をより現状に即した数値に見直し、改訂版を策定しました。

その後も、少子化の進行は止まらず、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年（2019年）10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況の中、本市では、この度、第1期計画が令和元年度（2019年度）末で終了することから、第1期計画での取組の成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とした「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組めます。

---

(※)子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

【参考】国の動き

動き	主な内容
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行 (平成26年(2014年)4月23日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭への支援施策の充実(母子及び寡婦福祉法を含む法改正)</li> <li>・法の有効期限を令和7年(2025年)3月31日まで10年間延長</li> </ul>
「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行 (平成28年(2016年)4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業の創設</li> </ul>
「子育て安心プラン」 (平成29年(2017年)6月22日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)末までの2年間で待機児童を解消(遅くとも令和2年度(2020年度)末までの3年間で全国の待機児童を解消)</li> <li>・平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)末までの5年間で女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿の整備</li> </ul>
「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行 (平成28年(2016年)、平成29年(2017年))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の理念の明確化</li> <li>・児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応</li> <li>・児童相談所の体制強化・権限強化等</li> </ul>
「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正・公布 (令和元年(2019年)6月19日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的・基本理念の充実</li> <li>・子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正(貧困に関する指標として「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加)</li> <li>・市町村計画の策定の努力義務を規定</li> </ul>
子ども・子育て支援法・第60条に定める「基本指針」の改正 (令和元年(2019年)9月発出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向の反映</li> <li>・平成28年(2016年)の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し</li> <li>・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記</li> <li>・幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた指針内容の改正</li> </ul>
「幼児教育・保育の無償化」の施行 (令和元年(2019年)10月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などからの取組</li> <li>・幼稚園や保育所等に通う3～5歳の全ての子供と、保育所に通う0～2歳の住民税非課税世帯の子供について、利用料を無償化</li> </ul>

## 2 計画の位置づけと性格

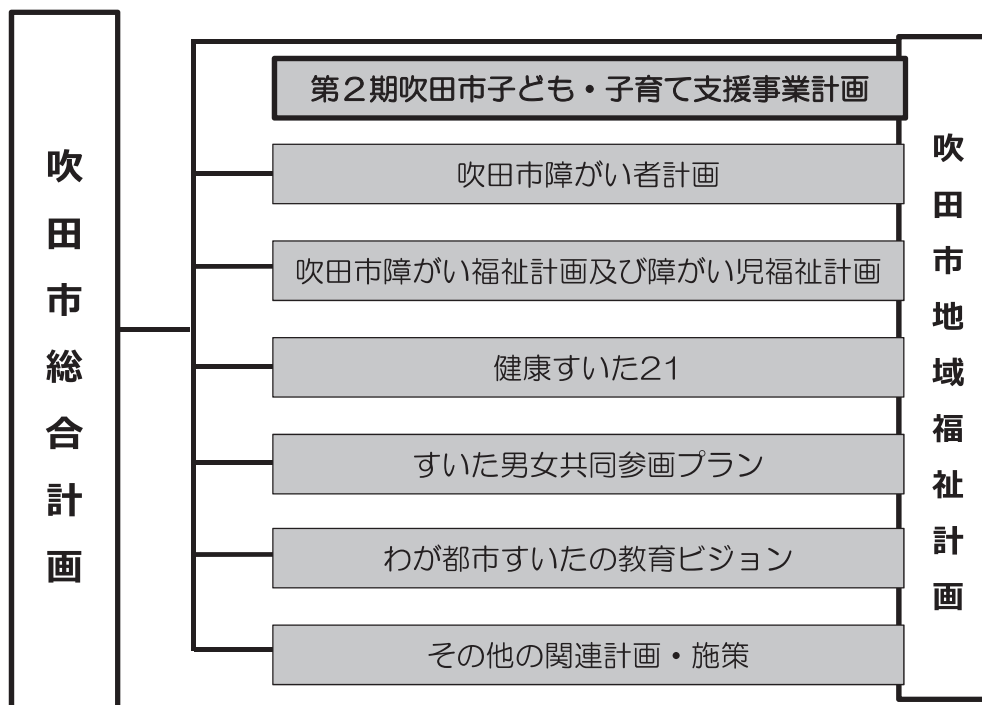
### (1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定しています。

### (2) 計画の位置づけと性格

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「吹田市第4次総合計画」において規定する「子育てしやすいまちづくり」に関連する施策を具体的に推進するための計画に位置づけられ、子供が健やかに成長する環境整備や市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針となるものです。

#### ■本市の他計画との関係



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画期間の中間年(令和4年度(2022年度))において見直しを行うものとします。

